

## 船橋笑寿苑デイサービスセンター

### 指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所型サービス事業運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人修央会が設置する船橋笑寿苑デイサービスセンター（以下「事業」という。）において実施する指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所型サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所型サービス（以下、本条乃至第3条において「指定地域密着型通所介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

2 利用者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業所は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

5 事業所は地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するものとする。

6 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 前7項のほか、船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第32号）、船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年条例第33号）に定め

る内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者のみによって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋笑寿苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 千葉県船橋市大穴北4丁目25番15号

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  
(指定地域密着型介護予防通所介護も同様)

- (1) 管理者1名  
事業所、職員及び管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を居宅サービス計画書をもとに作成し、利用者または家族にその内容を説明する。
- (2) 生活相談員1名以上(サービス提供時間を通して)利用者の生活相談及び通所介護計画作成に係る業務等を行う。
- (3) 看護職員 営業日ごとに1名  
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護業務を行う。
- (4) 介護職員 常勤換算2名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(勤務体制の確保等)

第6条 利用者に対して適切な地域密着型通所介護サービスを提供できるような職員の勤務体制を確保する。

- 2 事業所は、事業所の従業者によって地域密着型通所介護サービス等の提供を行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、事業所の従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり確保する。
  - (1) 採用時研修 採用1か月以内に5日以上行う。
  - (2) OJT研修 採用後の従業者に対して継続的に行う。

- (3) 従業者全体研修 年間3回以上行う。
- (4) 派遣研修 随時積極的に派遣する。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日とする。ただし、12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時45分までとする。
  - (3) 営業日及び指定地域密着型通所介護等提供時間以外であっても、指定地域密着型通所介護サービス等の提供を行う場合がある。
- 2 送迎サービス時間帯を除き、指定地域密着型通所介護提供時間は午前9時30分から午後4時45分までとする。

(利用定員)

第8条 事業所（指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所型サービス）の利用定員は18名とする。（指定介護予防通所型サービスを含めて18名とする。）

(定員の遵守)

第9条 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

(地域密着型通所介護サービス等の内容及び利用料その他の費用の額)

第10条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談に応じたの助言及び援助の実施
  - (2) 機能訓練の実施
  - (3) 介護サービスの実施
  - (4) 健康状態の確認
  - (5) 昼食の提供
  - (6) 入浴の実施
  - (7) 送迎の実施
- 2 指定地域密着型通所介護等に係る利用料は次のとおりとする。
- (1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として指定地域密着型通所介護等費用基準額から地域密着型通所介護サービス費の額を控除した額の支払いを受けるものとする。
  - (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護等

に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(3) その他、利用者に負担させることが適当と認められる費用実費

(通常指定地域密着型通所介護事業の実施区域)

第11条 通常指定地域密着型通所介護サービスの実施区域は、船橋市の全地域とする。

(指定地域密着型通所介護の利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、指定地域密着型通所介護の利用にあたっては、職員の指示に従うものとし、事業所の器物の破損や他の利用者に迷惑をかけるような行為をしてはならない。

(指定地域密着型通所介護等の内容の説明及び同意)

第13条 指定地域密着型通所介護等の提供の開始に際して、あらかじめ利用者または家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得る。

(受給資格等の確認)

第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所型サービス（以下「地域密着型通所介護サービス等」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、若しくは要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するとともに、その被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、地域密着型通所介護サービスを提供するように努める。

(要介護認定又は要支援認定の申請に係る援助)

第15条 事業所は、地域密着型通所介護サービス等の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、若しくは要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、いずれも申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、居宅介護支援若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われているかどうかを確認し、いずれも申請が行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定若しくは、要支援認定の更新が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定若しくは要支援認定の有

効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第 16 条 事業所は、地域密着型通所介護サービス等を受けている利用者の次のいずれかに該当する場合は、遅延なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなく地域密着型通所介護サービス等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態若しくは要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス内容の説明及び同意)

第 17 条 事業所は、地域密着型通所介護サービス等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要もしくは重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、地域密着型通所介護サービス等の内容及び利用曜日等について利用申込者の同意を得る。

(利用にあたっての留意事項)

第 18 条 利用者は、事業所内で次の各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 自己が信ずる宗教及び思想信条を他の利用者へ強制することや攻撃すること並びに口論や喧嘩、窃盗等による他の利用者への迷惑行為、事業所の秩序及び風紀を乱すこと。
- (2) 事業所内及び敷地内で喫煙すること。
- (3) 事業所及び設備の破損、汚損すること。
- (4) 決められた物品以外の物品を事業所内に持ち込むこと。

(サービス提供の記録)

第 19 条 事業所は、地域密着型通所介護サービス等を提供した際には、その提供日及び内容その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画等を記載した書面等に記載する。

2 事業所は、地域密着型通所介護サービス等を提供した際には、その具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等の受領)

第 20 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護サービス等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護サービス等に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる介

護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護サービス等を提供した際にその利用者から受ける利用料の額と、地域密着型通所介護サービス等に係る居宅介護サービス費用基準額若しくは介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じることが無いように努めるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 送迎に要する費用
- 4 前項第1号から第3号にまでに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。なお、いずれの場合もその内容を変更する場合は、同様に説明し、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

- 第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護サービス等に係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載した「サービス提供証明書」を利用者に対して交付する。

(指定地域密着型通所介護サービス等の取扱方針)

- 第22条 地域密着型通所介護サービス等の種別による取扱方針は次のとおりとする。

地域密着型通所介護サービスに関する事項

- (1) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする
- (2) 事業所は地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 事業所の従業者は、地域密着型通所介護サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、当該サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。
- (4) 事業所は、地域密着型通所介護サービス等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）

を行わないものとする。

- (5) 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、これを5年間保存する。
- (6) 事業所は、自らその提供する地域密着型通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

## 2 指定介護予防通所型サービスに関する事項

- (1) 事業所は、指定介護予防通所型サービスが利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所は、自らその提供する指定介護予防通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業所は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- (4) 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- (5) 事業所は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (6) 前項第2号及び第3号の規定については、本項に準用する。その際、地域密着型通所介護とあるのは、指定介護予防通所型サービスと、地域密着型介護通所介護計画とあるのは指定介護予防通所型サービス計画と読み替えて適用する。
- (7) 前項第4号及び第5号の規定については、本項に準用する。その際、地域密着型通所介護サービスとあるのは、指定介護予防通所型サービスと読み替えて適用する。

### (業務継続計画の策定)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (非常災害対策)

第24条 事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災

害に対処するもの)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備し、それらを定期的に従業員及び利用者並びにその家族等に周知するとともに、定期的(年3回)に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。また、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等を少なくとも4月に1回実施する。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第25条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するものとする。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付するものとする。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時の対応)

第26条 事業所は、地域密着型通所介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主事の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、その家族へ速やかに連絡する。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

- 2 事業所は、当該事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(以下「感染症防止委員会」という。)を概ね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。



- (3) 事業所において、事業所の従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(提示)

第 28 条 事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

(秘密保持等)

第 29 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を第三者に漏らすことはしない。

- 2 事業所は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - (2) 従業者であった者に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第 30 条 事業所から居宅介護支援事業者又はその従業者若しくは介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、経済的利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第 31 条 事業所は、提供した地域密着型通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに「社会福祉法人修央会苦情解決に関する取り扱い指針」に則り必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が

行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に対し報告しなければならない。

- 4 事業所は、提供した地域密着型通所介護サービス等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 32 条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止の防止)

第 33 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について事業所の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に行う。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、地域密着型通所介護サービス等の提供中に、事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(地域との連携等)

第 34 条 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住人の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する第地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置（以下「運営推進会議」という。）し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会

議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型通所介護サービス等の運営に当たっては、地域住民の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 4 事業所は、その運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するものとする。

#### (記録の整備)

第 35 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
  - (1) 地域密着型通所、地域密着型介護予防通所介護計画
  - (2) 第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
  - (3) 第 21 条第 1 項第 5 号に規定する身体的拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第 15 条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (5) 第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 第 33 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 第 35 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

#### (説明の同意の確認)

第 36 条 事業所は、第 16 条の規定に基づいて利用申込者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し、同意を得たときは、その旨を記す当該文書を 2 部作成し、事業所及び利用申込者又はその家族がそれぞれ 1 部ずつ保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

#### (委任事項)

第 37 条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人修央会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 15 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

- ・虐待防止に関する項目追加
- ・事業継続計画の策定等の項目追加
- ・その他、規程内容の充足及び軽微な修正

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。